

株式会社 ザ・ワークス

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

2. 当社の課題

当社は、女性労働者が多く活躍している。ただ男性労働者に比べ、女性労働者の方が平均継続の勤務年数が、少ない。しかも法は整備していても、第1子出産を機に離職する女性は依然として多い。出産した後、安心して復帰出来るように、会社としてサポートを確立したい。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1

出産を控えた女性労働者の産前産後・育児休業の取得率を30%を目指す

〈実施時期・取組内容〉

【対策】

○令和6年 10月～

「支援相談窓口」を設立し、社員に告知し健康面と手続き面のサポートを開始する。

育児休業のしおりに基に、育児休業給付・育児休業中の社会保険料免除などの周知や情報提供を行う

○令和6年 11月～

産前産後休業・育児休業取得予定の1か月前を目途に面談を行い、健康状態の確認と届け出等諸制度利用の説明をする。

○令和7年 1月～

現在の「育児休業規程」に問題ないか課題がないか意見を収集して検討する。

○令和7年 3月～

復職前に「支援相談窓口」より当人と面談を実施し職務などの意向についてヒアリングを行う。